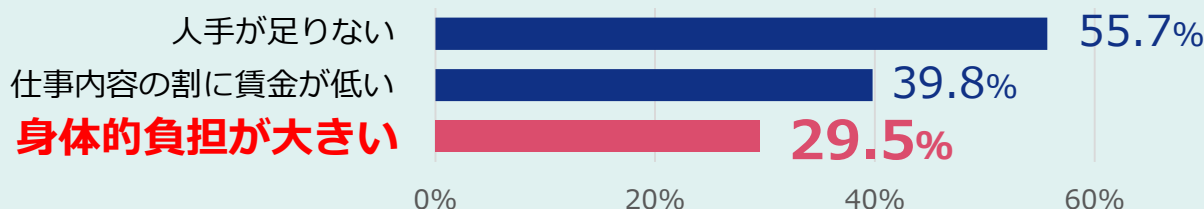


人材確保のためにも

転倒・腰痛のない施設をつくりましょう

介護事業で働く労働者の課題

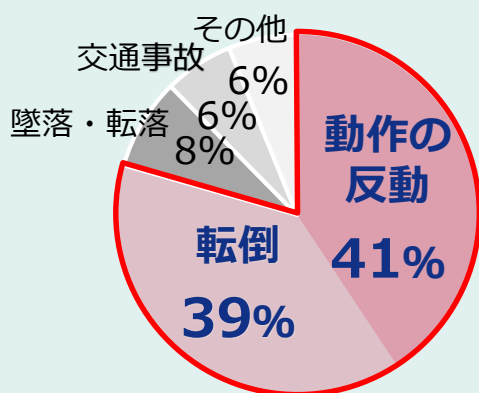
- 介護労働者の不満などで**身体的負担が大きい**と答えた方は**29.5%**
- 介護労働者の満足度を重視する企業ほど**人材確保ができています**との統計結果もあります



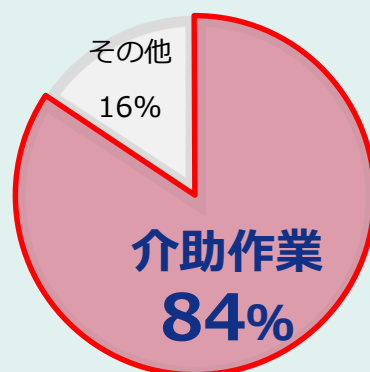
出典：公益財団法人介護労働安定センター 介護労働実態調査より

介護事業における労働災害

- 介護労働者を含む社会福祉施設の労働災害は腰痛などの「動作の反動・無理な動作」が**41%**、次いで転倒が**39%**
- 腰痛などは介助作業で発生した者が**84%**
- 休業1か月以上となる者は、転倒で**64%**、腰痛などの「動作の反動・無理な動作」で**43%**



出典：令和元年労働者死傷病報告より



出典：令和元年労働者死傷病報告より介護施設で発生した休業4日以上労働災害767件のうち動作の反動・無理な動作の268件を集計したもの

転倒・腰痛のない施設づくりのために、裏面の対策に取り組みましょう



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

利用者・職員の 転倒・腰痛のない施設づくりのため 下記の対策に取り組みましょう

作業場所の
整理整頓



作業場所の
清掃



毎日の運動



危険箇所の
見える化



手すりの
設置



滑りにくい
靴の着用



持ち物の
制限



一人介助の
禁止



最新機器の
導入



介護施設における腰痛予防対策の実施は、介護報酬の加算要件の一つになっています！詳しくはこちらをチェック！



介護労働者が安心して働くために

整理・整頓 清掃・清潔

見た目にきれいなだけでなく、つまづいたり転んだりすることも減りました



厚生労働省のホームページで4S（整理・整頓・清掃・清潔）の方法を公開しています。



危険の見える化

危険の原因が誰から見てもわかるので、事故やケガが減りました



厚生労働省ホームページで「職場の危険の見える化（社会福祉施設）実践マニュアル」をご覧ください。



設備の改善

滑らず蒸れない靴のおかげで快適！

歩きやすい！

安心して支えられる



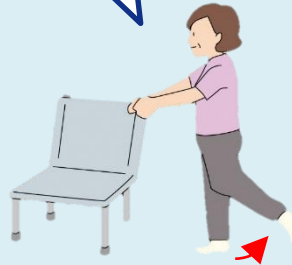
職場環境の改善等のために、エイジフレンドリー補助金をご活用ください。



転倒・腰痛 予防体操

足を前に

足を後ろに



YouTubeで、転倒・腰痛の予防に役立つ「いきいき健康体操」をご覧ください。



「職場における腰痛予防対策指針」を参考に 介護職員の腰痛対策に取り組みましょう

厚生労働省では、「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、介護職員の腰痛予防対策への啓発・指導を行っています。

令和3年度の介護報酬改定では、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである「職場環境等要件」に基づく取り組みに「**介護職員の身体負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施**」が設けられました。

この実施についても「職場における腰痛予防対策指針」を参考とするよう周知されています。

腰痛予防対策のポイント

- 施設長等のトップが、腰痛予防対策に取り組む方針を表明し、対策実施組織を作りましょう。
- 対象者ごとの具体的な看護・介護作業について、作業姿勢、重量などの観点から、腰痛発生リスクを評価しましょう。
- 腰痛発生リスクが高い作業から優先的に、リスクの回避・定見措置を検討し、実施しましょう。健康管理、教育にも取り組みましょう。

労働災害の具体例

移乗介助

ベッドから車椅子への介助で、ベッドに座っている利用者を前屈みになって両脇を抱え、立たせようとしたところ、腰に痛みが生じた。



座り直し

車椅子に座っている利用者の座り直しをするため、利用者の脇に手を入れ、引き上げようとしたところ、腰に痛みが生じた。



立ち上がり介助

利用者を前屈みになって両脇を抱え、ベッドから立たせようとしたところ、ベッド脇が狭く、無理な姿勢となり、腰に痛みが生じた。

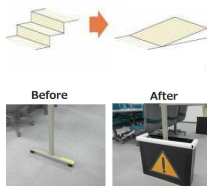


介護労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (33%)
 ▶ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
 ▶ 走らせない、急がせない仕組みづくり
- 通路の段差につまずいて転倒 (15%)
 ▶ 事業場内の通路の段差の解消 (★)、「見える化」
 ▶ 送迎先・訪問先での段差等による転倒防止の注意喚起
- 設備、家具などに足を引っかけて転倒 (12%)
 ▶ 設備、家具等の角の「見える化」
- 利用者の車椅子、シルバーカー、杖などにつまずいて転倒 (8%)
 ▶ 介助の周辺動作のときも焦らせない
 介助のあとは“一呼吸置いて”から別の作業へ
- 作業場や通路以外の障害物（車止めなど）につまずいて転倒 (7%)
 ▶ 適切な通路の設定
 ▶ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- コードなどにつまずいて転倒 (5%)
 ▶ 労働者や利用者の転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

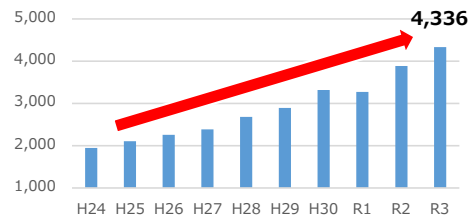
- 凍結した通路等で滑って転倒 (24%)
 ▶ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マットを設置する (★)
- 浴室等の水場で滑って転倒 (23%)
 ▶ 防滑床材の導入、摩耗している場合は施工し直す (★)
 ▶ 滑りにくい履き物を使用させる
 ▶ 脱衣所等隣接エリアまで濡れないよう処置
- こぼれていた水、洗剤、油等（人為的なもの）により滑って転倒 (21%)
 ▶ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 (清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放)
- 雨で濡れた通路等で滑って転倒 (11%)
 ▶ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う
 ▶ 送迎・訪問先での濡れた場所での転倒防止の注意喚起



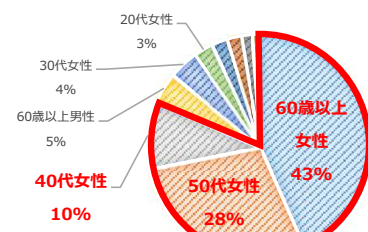
(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率 1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

転倒災害（休業4日以上）の発生状況（令和3年）

社会福祉施設における転倒災害発生件数の推移



社会福祉施設における転倒災害被災者の性別・年齢別内訳



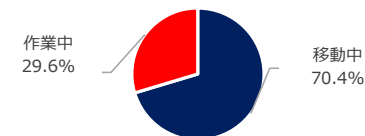
社会福祉施設における転倒災害の態様

- 骨折 (約70%)
 - ・ 打撲
 - ・ じん帯損傷
 - ・ 捻挫
 - ・ 外傷性くも膜下出血

社会福祉施設の転倒災害による平均休業日数 (※労働者死傷病報告による休業見込日数)

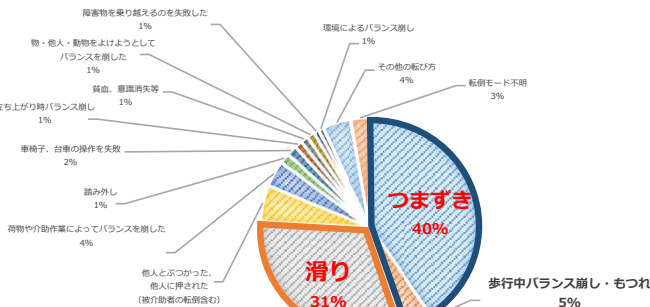
44日

介護の現場における転倒災害の発生時点



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性には加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」 (内閣府ウェブサイト)



転びの予防 体力チェック



口コチェック

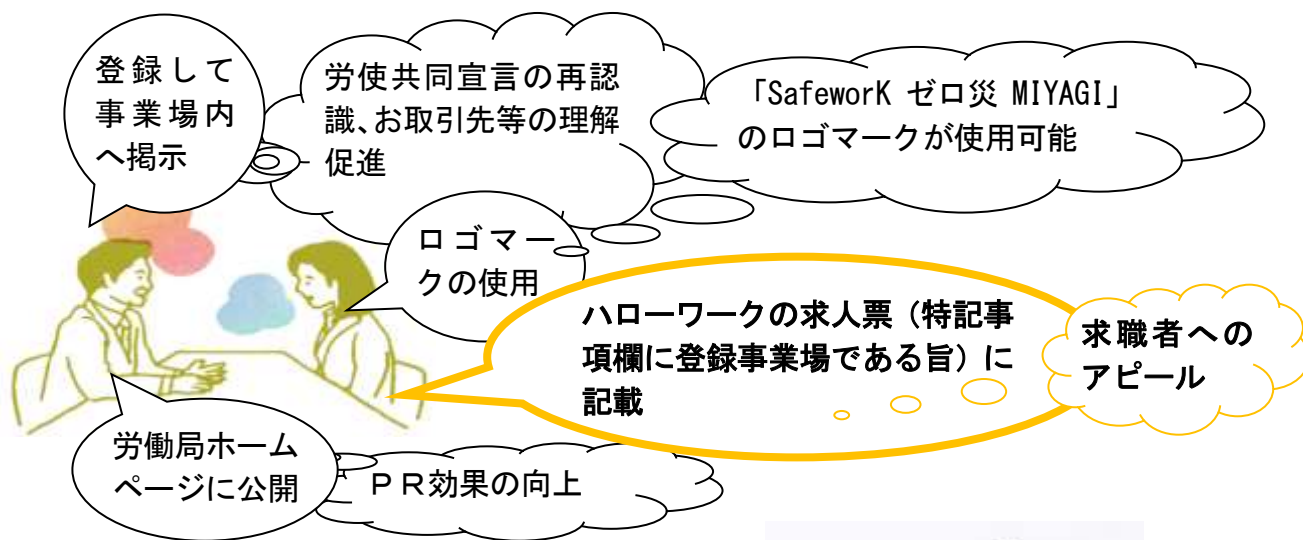


内閣府ウェブサイト



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

「SafeworkK 向上宣言」登録のご案内



「SafeworkK 向上宣言」は、労働災害を防止し労働者が健康で安全に働くことができる職場環境を促進するため、事業者と労働者が共同で宣言する取組です。

「SafeworkK 向上宣言」に取り組むことにより、安心・安全・快適な職場づくりへの意識改革及び気運の醸成が向上するほか、全てのステークホルダーが一丸となって健康で安全に働くことができる職場環境の実現が期待できます。

更にハローワークの求人票の特記事項欄に登録事業場である旨記載できるので、求職者にアピールすることができます。

登録をするためには、宮城労働局のホームページ（トップページ）から「SafeworkK 向上宣言」特設ページにアクセスして、所定の様式によりメールでお申込みください。内容審査後、メールにより登録番号を通知して労働局のホームページに公開されます（例：介護業界の場合、介護する側・される側双方に安全で安心な介護を提供するノーリフトケアによる労働災害防止に取り組んでいることを宣言に含めることで、内外へのPRにもつながります）。



宮城労働局ホームページ（「SafeworkK 向上宣言」特設ページ）

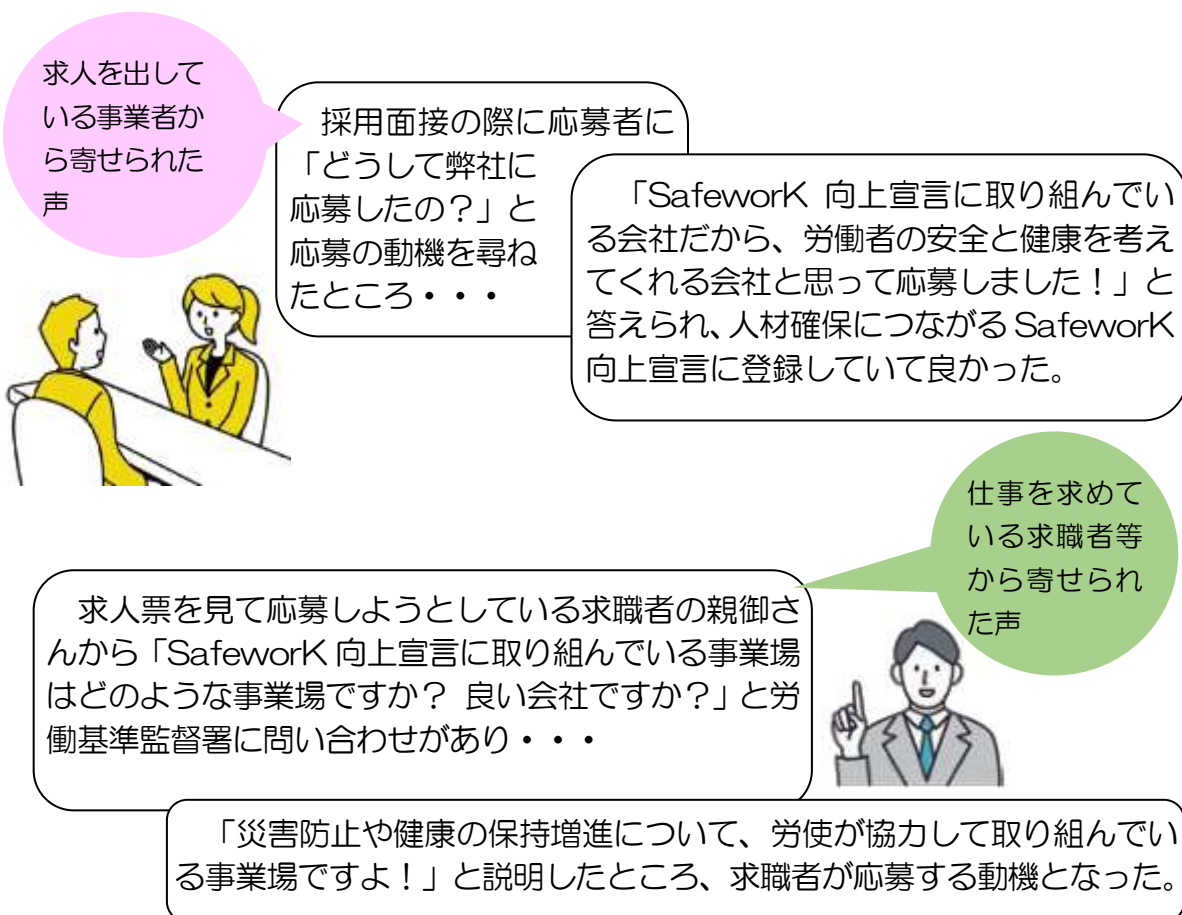
<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/news20200601safeworkkojo-0saimiyagi.ht>

「SafeworkK 向上宣言」の登録に当たっては、お近くの労働基準監督署や次の労働災害防止団体等で登録のための支援を行っていますので、お気軽にご相談ください。

【登録支援を行っている労働災害防止団体等】

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンターの「安全衛生サポート事業」を無料でご利用いただける場合があります。「SafeworkK 向上宣言」登録のご相談や安全衛生に関する困りごとについて、知識・経験豊富な安全衛生の専門家が無料で相談に応じますので、安全衛生サポート事業も併せてご利用ください。



「SafeworK向上宣言」



*****宮城労働局ホームページに掲載します*****

「SafeworK向上宣言」は、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境づくりに向けた事業主と労働者の取り組み姿勢を企業内外に表明するものです。

事業場内の見やすい場所に掲示する等して周知するほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。

是非、ご活用ください。

詳しくは宮城労働局ホームページをご覧ください

セーフワーク向上宣言

検索 



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話022-299-8839）
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworK向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。



事業場名

安全衛生 株式会社

Safework 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

私は、事業主として、安全は、会社経営の基盤であることから、労働者が安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

- 1 作業打合せを確実にを行います。
- 2 作業手順書を作成し、安全作業を行わせます。
- 3 不具合があれば、機械は必ず停止して対応させます。

私たち労働者は、事業主の宣言に基づき、不安全行動を行わない作業を進めます。

- 1 翌日の作業打合せに参加し安全作業を確認します。
- 2 作業手順書を確認し、作業はこれを順守します。
- 3 不具合があれば、機械を停止してから対応します。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。

「SafeworK 向上宣言」登録によるメリット

本制度の目的は、安全で健康に働くことができる職場環境づくり等に向けた事業主等の意思を表明する機会の提供です。例えば、以下のとおり、制度の趣旨である労働災害防止や職場環境の改善に積極的な事業場であることを内外にPRすることによる効果が期待できます。

- 1 事業場内の見やすい場所へ掲示等
事業場内に掲示等による宣言内容の労使共同の再認識、取引先等の理解促進。
- 2 ロゴマークの使用
企業内外において「SafeworK ゼロ災 MIYAGI」のロゴマークが使用可能。
- 3 宮城労働局等のホームページ上に公開
インターネット上で公開することによるPR効果。
- 4 ハローワーク求人票等に、「SafeworK 向上宣言」事業場である旨を記載
求人票の特記事項欄に記載することによる採用効果。



「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」ロゴマーク

宮城労働局ホームページ画面遷移（トップから SafeworK 向上宣言特設ページへ）



トップページ



SafeworkK 向上宣言 特設ページ



検索

[サイトマップ](#)

ホーム

事業主のための情報メニュー

第14次労働災害防止推進計画期間中における「SafeworkK向上宣言」の取組を再開します ～安全で健康に働くことができる職場環境を実現するために～

宮城労働局（以下「当局」という。）では、第14次労働災害防止計画を踏まえ、「第14次労働災害防止推進計画」（以下「14次防」という。）を策定しました。

14次防では、自発的に安全衛生対策に取組むための意識啓発、労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進等を重点事項として対策を推進し、令和4年と比較して令和9年までに、死亡災害を5%以上減少し、死傷災害を減少に転ずることを目標としています。

「SafeworkK向上宣言」は、令和2年5月に建設業を対象として開始し、令和3年6月に全業種に拡大、令和5年3月31日までに延べ514事業場が宣言しています。

今般、14次防がスタートしたことに伴い、これまでの宣言を活かしつつ14次防の目標達成に資するため、新たな「SafeworkK向上宣言」を実施することにより、事業場等における労働災害防止はもとより、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた取組を更に促進することとしました。

事業主等の皆様には、実施・運営要領に基づく宣言及び登録をお願いいたします。

令和5年8月4日



Get Adobe Acrobat Reader

サイト内のPDF文書をご覧になるには Adobe Readerが必要です。

○「SafeworkK 向上宣言」事業場一覧

- [令和5年度新規登録事業場](#)
- [令和5年度更新事業場](#)
- [令和4年度登録事業場](#)
- [令和3年度登録事業場](#)

○「SafeworkK向上宣言」実施・運営要領

◆関係様式集

- 様式1 [SafeworkK 向上宣言](#)
- 様式2 [安全衛生管理自己診断](#)
- 様式3 [SafeworkK 向上宣言登録シート](#)

登録を希望する場合は、原則として、上記の様式1及び様式3を宮城労働局労働基準部健康安全課にメールにより提出してください。登録先メールアドレスは以下の通りです。

kenkouanzenka-miyagikyoku@mhlw.go.jp

[SafeworkK 向上宣言 参考資料等]

[○第14次労働災害防止推進計画](#)